

公益財団法人梅ヶ枝中央きずな基金へのご寄付について

当基金への寄付金については、特定寄付金として、所得税・法人税等の税制上の優遇措置があります。

【個人が支払った寄付金について】

■所得税の控除

個人が公益財団法人等へ寄付をした場合、確定申告を行うことで所得税が控除されます。

この場合、所得税の計算において「①所得控除」または「②税額控除」のどちらか有利な方を選び、寄付金控除を受けることができます。

①所得控除（寄付金控除）

$$(\text{寄付金合計額} - 2,000 \text{円}) \times \text{所得税率} = \text{寄付金控除額}$$

※寄付金合計額は総所得金額の40%が限度額となります。

※所得税率は年間の総所得金額によって異なります。所得税率は国税庁のホームページ等でご確認ください。

※寄付金控除額が所得税額から控除されます。

②税額控除（寄付金特別控除）

$$(\text{寄付金合計額} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{税額控除額}$$

※寄付金合計額は総所得金額の40%が限度額となり、税額控除額は所得税額の25%が限度額となります。

※税額控除額は、100円未満の端数は切り捨てとなります。

※税額控除額が所得税額から直接控除されます。

■個人住民税の控除

平成20年度の税制改正により個人住民税の寄付金控除の制度が拡充され、都道府県及び市町村が条例で定めた寄付金について、個人住民税の寄付金控除が適用されることとなりました。

都道府県民税および市区町村民税について控除対象となるかは居住地により異なります。

詳しくはお住まいの各市区町村へお問い合わせ下さい。

$$\begin{aligned} \text{都道府県が指定} \cdot \text{税額控除額} &= (\text{寄付金総合計額} - 2,000 \text{円}) \times 4\% \\ \text{市区町村が指定} \cdot \text{税額控除額} &= (\text{寄付金総合計額} - 2,000 \text{円}) \times 6\% \end{aligned}$$

※寄付金合計額は、総所得金額等の30%が限度額となります。

※都道府県と市区町村のどちらも控除対象の場合は、両方を適用することができます。

■必要なお手続き

控除を受けるためには確定申告が必要です。当基金発行の領収書を添付して税務署で申告してください。確定申告の時期は毎年2月16日から3月15日までです。詳細については確定申告の窓口や税理士事務所にご確認ください。勤務先などで実施される年末調整では寄付金控除を受けることはできませんのでご注意ください。（所得税法施行令第217条第1項第3号）

■領収証・税額控除に係る証明書の発行

当基金所定の寄付金申込書をファックス頂くか、当基金事務局にご住所等必要事項を御連絡頂きましたら、寄付金の受領を確認後、1ヶ月以内に「領収証」と「税額控除に係る証明書」を郵送致します。

なお、領収証は再発行できませんので、大切に保管してください。

【法人が支払った寄付金について】

当基金に対する寄付金は、一般の寄付金とは別枠で、以下の金額を限度額として損金の額に算することができます。

一般寄付金の損金算入限度額

$$(\text{資本等の金額} \times 0.25\% + \text{総所得の金額} \times 2.5\%) \div 4$$

公益財団法人への寄付金の損金参入限度額の計算

$$(\text{資本等の金額} \times 0.375\% + \text{総所得の金額} \times 6.25\%) \div 2$$

※限度額はその法人の資本や総所得の金額によって異なります。

※財団法人への寄付金のうち損金に算入されなかった金額は、一般寄付金の金額に含めることができます。

※寄付金を損金算入するには、確定申告書に「寄付金の損金算入に関する明細」を添付するとともに、当基金の発行する「領収証」をご提示ください。この領収書は当財団よりご郵送いたします。（法人税法施行令第77条第1項第3号）

※詳しくは税務署、税理士等税の専門家にご確認ください。公益財団法人への寄付金控除については、国税庁のホームページでもご覧になれます。国税庁ホームページ：<http://www.nta.go.jp/>

■領収証・税額控除に係る証明書の発行

当基金所定の寄付金申込書をファックス頂くか、当基金事務局にご住所等必要事項を御連絡頂きましたら、寄付金の受領を確認後、1ヶ月以内に「領収証」と「税額控除に係る証明書」を郵送致します。

なお、領収証は再発行できませんので、大切に保管してください。